

山形市社会福祉協議会障がい者相談支援センター
指定一般相談支援事業重要事項説明書
(地域移行支援 地域定着支援)

が利用するサービス

R7. 4

指定一般相談支援事業（地域移行支援・地域定着支援）重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所と指定一般相談支援サービスに関する利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第 76 条に基づき、事業所の概要や提供される相談支援の内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

当事業所は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障がい者総合支援法）の趣旨に従い、利用者がその有する能力及び適正に応じ、意志及び人格を尊重し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう配慮して支援することを目的として、指定一般相談支援サービスを提供します。

1. 事業者

名 称	社会福祉法人 山形市社会福祉協議会
所在地	山形市城西町二丁目2番22号
電話番号・FAX	023-645-9230・023-645-9073
代表者氏名	会長 今野 厚志
設立年月	昭和32年1月30日

2. 事業所の概要

事業所の名称	山形市社会福祉協議会障がい者相談支援センター		
事業所の種類	地域移行支援、地域定着支援 ・ 指定一般相談支援・平成25年3月29日 指定 (令和7年3月10日 指定更新) 山形市0630100048号 特定相談支援・平成24年4月1日 指定 (令和6年2月29日更新) 山形市0630100048号 (障害児相談支援・平成24年4月1日 指定 (令和6年2月29日更新) 山形市0670100064号		
サービスの主たる対象者	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児、難病等対象者、障がい者支援施設等に入所する15歳以上の障がい者みなしの者		
事業所の所在地	山形市城西町二丁目2番22号		
電話番号	646-5660	FAX番号	645-9073
管理者氏名	江口 雄大		
運営目的	人員及び運営に関する事項を定め、指定相談支援の円滑な運営管理を図るとともに、障がい者（児）及び障がい児の保護者の意思及び人格を尊重し、適切な指定相談支援の提供を図ることを目的とします。		

<p>運営方針</p>	<p>◎利用者の意思及び人格を尊重し、有する能力及び適性に 応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよ う、利用者又は家族の希望を踏まえつつ、公正中立にサービ ス利用計画を作成するとともに、指定のサービス等が確保さ れるよう、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提 供を行います。</p> <p>◎事業の運営にあたっては、地域との結びつきを重視し、市町 村、地域の保健・医療・福祉・就労・教育等のサービスとの 連携を図り、地域において必要な社会資源の開発に努めま す。</p> <p>◎障がい者総合支援法、児童福祉法、障害者虐待の防止、障害 者の養護者に対する支援等に関する法律、及び山形市が定め る基準その他関係法令等を遵守し、事業を実施するものと します。</p>
<p>当法人が行なっ ている他の事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 山形市社会福祉協議会 居宅介護事業所 (ホームヘルプサービス) • // 障がい者移動支援事業所 • // 障がい者訪問入浴サービス事業所 • // 地域包括支援センター (介護保険法) • // 居宅介護支援事業所 (介護保険法) • // 訪問介護事業所 (介護保険法) • // 訪問入浴介護事業所 (介護保険法) • // 保育所型 認定こども園 (児童福祉法)

3. 同事業所職員の体制

職種	人数	職務の内容
管理者	1名 (常勤・兼務)	従業者及び業務の一元的な管理 従業者への法令遵守の為の指揮命令
相談支援専門員	4名 相談支援専門員 従事者研修 平成28年10月修了 (常勤・兼務) 令和3年10月修了 令和4年10月修了 令和6年11月修了 (常勤・専任)	生活全般に係る相談 サービス等利用計画・障害児支援利用計画 の作成

4. 事業実施地域及び営業時間

実施地域	山形市、山辺町全域
営業日	月～金曜日（休業日：土・日・国民の祝日・12/29～1/3）
サービス提供時間帯	8時30分～17時30分
その他	上記の営業日、営業時間のほか、電話等により緊急時の連絡が可能な体制をとっています。

5. 提供するサービスの内容

(1) 地域移行支援

障がい者支援施設等へ入所又は精神科病院へ入院している障がい者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の支援を行います。

地域移行支援計画の作成	利用者の意向、適正、障がいの特性等を踏まえ、地域移行支援計画を作成します。 計画の作成後においても、適宜、地域移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて地域移行支援計画の変更を行います。
地域生活に移行するための活動に関する支援	利用者との面接により、利用者の心身の状況等を把握し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談に応じます。また、地域移行のための障がい福祉サービス事業所等への外出の際に同行し、必要な支援を行います。 なお、面接又は同行支援はおおむね週に1回、少なくとも月に2回行います。
障がい福祉サービスの体験的な利用支援	利用者の状況等に応じ、地域生活へ移行するために必要な障がい福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援）の体験的な利用を支援します。
体験的な宿泊支援	障がい福祉サービス事業者や障がい者支援施設等又は精神科病院担当者との連絡調整を行い、利用者の相談に応じながら、一人暮らしに向けた体験的な宿泊の支援を行います。

※地域移行支援の実施にあたっては、市町村や指定障がい福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。また、住居の確保や行政機関の手続き等について、利用者又はその家族が行うことが困難な場合は、利用者の同意を得て代行します。

【地域移行支援計画作成手順】

<p>アセスメント及び支援内容の検討</p>	<p>利用者が入所、入院する障がい者入所施設等又は精神科病院を訪問し、利用者に面接を行い、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況、利用者の希望、課題等を把握します。そして、利用者が地域において自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討を行います。</p>
<p>地域移行支援計画の原案の作成</p>	<p>アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の質を向上させるための課題、地域移行支援の目標及び達成時期並びに地域移行支援を提供する上での留意事項等を記載した地域移行支援計画の原案を作成します。</p>
<p>計画作成会議の開催</p>	<p>障がい者支援施設又は精神科病院の担当等を招集し、計画作成会議を開催し、地域移行支援計画の原案の内容について意見を求めます。</p>
<p>利用者等への説明、交付</p>	<p>地域移行支援計画の内容について、利用者又は家族に対して説明し、文書により同意を得た上で、地域移行支援計画を利用者に交付します。</p>

(2) 地域定着支援

居宅において単身等の状況において生活する障がい者等に対して、当該障がい者等との常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等において相談その他の支援を行います。

地域定着支援台帳の作成	利用者との面接により、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、利用者の緊急時において必要となる家族、サービス事業者、医療機関等の連絡先その他利用者に関する情報を記載した地域定着支援台帳を作成します。 台帳作成後においても、適宜、地域定着支援台帳の見直しを行い、必要に応じて地域定着支援台帳の変更を行います。
常時の連絡体制の確保	利用者の心身の状況及び障がいの特性等に応じ、適切な方法により、利用者又はその家族と常時の連絡体制を確保します。また、利用者の居宅への訪問等を行い、利用者の状況を把握します。
緊急の事態における支援	緊急に支援が必要な事態が生じた場合には、速やかに利用者の居宅への訪問等により状況を把握し、その状況に応じて、利用者の家族、利用者の利用する指定障害福祉サービス、医療機関その他関係機関との連絡調整、一時的な滞在による支援その他の必要な措置を適切に講じます。

6. サービス利用料金とお支払方法

(1) サービス利用料金

指定相談支援に関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、市町村から地域相談支援給付費を受領する場合（法定代理受領）は、ご利用者の自己負担はありません

地域相談支援給付費(地域移行支援)	地域移行支援サービス費	(Ⅰ)36,130円 (Ⅱ)31,570円 (Ⅲ)24,220円	入院および入所中に、退院・退所に向けた相談を行い、地域生活への支援、定着の計画を立て支援します。※(Ⅰ)は前年度に3人以上の地域移行の実績を有すること等の要件を満たすこと。
	地域特別加算	所定単位数の15%を加算	中山間地域等に居住している者に対してサービスの提供が行われた場合に算定します。
	初回加算	5,000円	地域移行支援の利用を開始した月について、1月につき算定します。
	集中支援加算	5,000円	入院および入所中に、利用者との対面での訪問を月6回以上実施した場合に算定します。
	退院・退所月加算	27,000円 ※+5000円	利用者が退院および退所する月に支援を行った場合に算定します。※入院期間が3月以上1年未満の場合
	体験利用加算	5,000円 2,500円 ※+500円 【障害福祉サービスの体験利用支援加算】	利用者が障害福祉サービスの体験的な利用支援を行った場合に算定します。※地域生活支援拠点等の場合
	居住支援連携体制加算	350円	居住支援法人等との連携を確保し、月1回以上利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有した場合
	地域居住支援体制強化推進加算	5,000円	居住支援法人等と共同して、協議会又は保険、医療及び福祉関係者による協議の場に対し、住宅確保及び居住支援に係る課題を報告した場合に算定します。
	体験宿泊加算	3,000円 【体験宿泊加算(Ⅰ)】 7,000円 【体験宿泊加算(Ⅱ)】 ※地域生活支援拠点等の場合 +500円	(Ⅰ)利用者が体験的な宿泊の利用支援を行った場合、合計して15日を限度に、1日につき算定します。 (Ⅱ)利用者が体験的な宿泊の利用支援を行い、夜間の見守り等の支援を行った場合、合計して15日を限度に、1日につき ^{さんてい} 算定します。
	地域生活支援拠点等機能強化加算	5,000円	地域生活支援拠点における相談支援事業者の、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算です。

地域相談支援給付費(地域定着支援)	地域定着支援サービス費	3,150円 【体制確保費】	退院・退所後の地域定着支援として、常時の連絡体制を確保した場合に算定します。
		7,340円 980円 ※地域生活支援拠点の場合+500円 【緊急時支援費】	退院・退所後の地域定着支援において、利用者の障害特性に起因して生じた緊急事態に、支援が必要な事態が生じた場合において利用者又はその家族からの要請に基づき、速やかに利用者宅等への訪問または電話による支援を行った場合に算定します。
	特別地域加算	所定単位数の15%を加算	中山間地域等に居住している者に対してサービスの提供が行われた場合に算定します。
	連携体制加算	350円	居住支援法人等との連携を確保し、月1回以上利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有した場合
	地域居住支援体制強化推進加算	5,000円	居住支援法人等と共同して、協議会又は保険、医療及び福祉関係者による協議の場に対し、住宅確保及び居住支援に係る課題を報告した場合に算定します。
	地域生活支援拠点等機能強化加算	5,000円	地域生活支援拠点における相談支援事業者の、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算です。

事業者がサービス利用計画作成費の代理受領を行わない場合は、市町村の指示する金額をいったんお支払いいただきます。この場合、利用者等に「サービス提供証明書」を交付します。（「相談支援事業提供証明書」と「領収書」を添えてお住まいの市町村に申請すると地域相談支援給付費等が支給されます。）

7. サービス提供を行う相談支援専門員

管理者	江口 雄大	電話 023(646)5660
担当相談支援専門員		Fax 023(645)9073

サービス提供時に、担当の相談支援専門員を決定します。担当の相談支援専門員が交替する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者等及びその家族に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮します。

利用者等から特定の相談支援専門員を指名することはできませんが、相談支援専門員についてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なくご相談ください。

8. 事故発生時の対応

事業者は、契約者に対する相談支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに山形県及び支給決定をした市町村、当該利用者等の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。その概要は次のとおりです。

- 指定相談支援の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとします。
- 事故の発生、発見があった場合には、生命の安全の確保を図ります。
- 保護者、家族等及び事業所に概要を報告します。事故の詳細や今後の対応を説明します。
- 利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、生命の安全の確保のため必要な処置等を行うとともに、救急車の要請や主治医に連絡する等の必要な措置を講じます

※当事業所は、社会福祉法人全国社会福祉協議会「社協の保険（総合補償）」に加入しています。

9. 守秘義務等

(1) 事業者、相談支援専門員等は、相談支援サービスを提供する上で知り得た利用者等及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。

この守秘義務は、本契約を終了した後も継続します。

(2) 前項に関わらず、契約者に係るサービス担当者会議での利用など、正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を得た上で、利用者等又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

10. 利用者の記録や情報の管理、開示について

本事業所では、関係法令（及び山形市社会福祉協議会個人情報保護規定）に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者等の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者等の負担となります。）保存期間は、指定相談支援を提供した日から5年間です。

* 本事業所における記録の項目は次のとおりです。

- (1) 指定一般相談支援の実施ごとに、その提供日、内容等を記録し、指定一般相談支援提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。
- (2) 地域移行支援計画、アセスメントの記録、サービス担当者会議等の記録、モニタリング結果の記録
- (3) 利用者の障がいの状態ならびに給付等の受給状況について、厚生労働省令で

義務付けられた市町村への通知事項

- (4) 利用者等からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際しての対応の記録

11. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定します。

虐待防止に関する責任者	江口 雄大
-------------	-------

- ① 成年後見制度の利用を支援します。
- ② 苦情解決体制を整備しています。
- ③ 職員に対する虐待防止啓発のための研修を実施しています。

12. サービス内容に関する苦情

(1) サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

【サービス相談・苦情窓口】

担当部署	山形市社会福祉協議会 障がい者相談支援センター (担当 岸本)
電話番号	023-646-5660

受付時間	月～金曜日 午前9時から午後5時まで (但し、国民の祝日、12/29～1/3を除く)
------	---

当事業所では、事務局長を苦情処理責任者として苦情処理解決推進チームを設置し、社会性と客観性を確保するため第三者委員を配置しています。

(2) 当事業所以外に、下記の相談窓口等に苦情を伝えることができます。

山形市役所福祉推進部 障がい福祉課	所在地	山形市旅籠町2丁目3番25号
	電話番号	023(641)1212
	受付時間	月～金曜日 午前9時から午後5時まで
山辺町役場 保健福祉課	所在地	山辺町緑ヶ丘5番地
	電話番号	023(667)1107
	受付時間	月～金曜日 午前9時から午後5時まで
山形県健康福祉部 障がい福祉課	所在地	山形市松波二丁目8番1号
	電話番号	023(630)2268
	受付時間	月～金曜日 午前9時から午後5時まで
山形県福祉サービス 運営適正化委員会	所在地	山形市小白川町二丁目3番31号
	電話番号	023(626)1755
	受付時間	月～金曜日 午前9時から午後5時まで

年 月 日

指定一般相談支援事業の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者住所 山形市城西町二丁目2番22号

事業所名 山形市社会福祉協議会障がい者相談支援センター

職・氏名 相談支援専門員

印

私は、本書面に基ついて事業者から重要事項の説明を受け、指定一般相談支援事業の提供開始に同意しました。

利用者 住 所

氏 名

印

保護者 住 所

氏 名

印

私は、契約者の意志を確認し、契約者に代わり、上記署名を行いました。

代理人 住 所

氏 名

印

続柄（利用者との関係）